

## ネットワーク・市民アーカイブ会則

第1条（名称） この会は「ネットワーク・市民アーカイブ」といいます。

第2条（事務所） この会の事務所を立川市幸町 5-96-7 市民アーカイブ多摩におきます。

第3条（目的） この会は、「市民アーカイブ多摩」を開館・運営し、その活動を発展させることを通して、市民による多様な活動を広め、市民自治の発展に寄与することを目的とします。

第4条（活動） この会の目的を達成するために、以下の活動を行います。

- (1) 「市民アーカイブ多摩」の開館・運営に関すること
- (2) 市民活動資料の収集・整理・保存活動に関すること
- (3) 市民活動資料や「市民アーカイブ多摩」についての広報や集会活動
- (4) 「市民アーカイブ多摩」を財政的に支える募金運動
- (5) その他、「会」の目的を実現する諸活動

第5条（会員） 会の目的に賛同する個人及び団体は、会員になることができます。会員は正会員と賛助会員があり、正会員には総会の議決権があります。

第6条（総会） 会の最高議決機関として総会があります。総会は正会員総数の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により議決します。やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、委任状によって参加、表決に加わることができます。

定期総会は運営委員会が招集し、年に1回開催します。定期総会では、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、運営委員の選出、会費、会則の変更、その他必要な事項を決定します。運営委員会の招集、あるいは正会員の2分の1の発議により臨時総会を開くことができます。

第7条（運営委員会） 総会の議決をもとに会の業務を執行するため、運営委員会を設置します。運営委員は正会員から選出し、8～15人程度とします。運営委員会は1～2か月に1回程度開きます。運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により議決します。やむを得ない理由により運営委員会に出席できない運営委員は、委任状によって運営委員会に参加、評決に加わることができます。会代表は運営委員の互選により選びます。

第8条（部会） 会運営のために資料部、広報部、企画部、その他必要な部会を設置します。各部は運営委員会が設置し、部会の長は運営委員が務めることとし、総会で議決された事業運営にあたります。また、資料部の長は「市民アーカイブ多摩」施設長を兼務します。

第9条（事務局） この会の組織運営、会員事務、会計、その他の業務を行うため、事務局を設置します。

第10条（顧問） この会の相談役として顧問を置くことができます。顧問は運営委員会が委

囑します。

第 11 条（監事） この会に監事を置き、監査を行います。監事は正会員の中から総会で選出します。

第 12 条（年度） この会の事業年度及び会計年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わるものとしします。

**【附則】**

- ・ この会則は、設立の日から施行します。
- ・ 設立当初の会費は正会員 1 口 6000 円、賛助会員 1 口 3000 円とします。団体会員には 2 口以上の協力を依頼するものとしします。
- ・ なお、設立事業年度は4月6日に始まり、3月31日に終わるものとしします。